

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適切かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図り、長期的な視点に基づいてコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」を使命に、開発型製造業としての本分を忘れずこころ躍る製品を提案し続けてまいります。また、価値創造企業としての持続的成長を経営の基本理念とし、株主・投資家の皆様、お客様をはじめ取引先、社会、従業員等全てのステークホルダーのために企業価値の向上に努めてまいります。

加えて、開かれた経営を行うことで経営の透明性を高め、株主の皆様を尊重し、受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての原則を実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式の保有について、業務提携、取引の維持・強化及び事業戦略といった当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、合理的な範囲で行うことを基本的な保有方針としております。

取締役会は、リターンとリスクなどを踏まえつつ政策保有株式の保有継続の適否を検証し当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資しないと判断する場合当該政策保有株式を適宜縮減して参ります。検証の結果、25銘柄の保有を継続しております。

個別銘柄の保有の適否に関する取締役会の検証の内容は、当該銘柄の株主総会の議案が、当社の基本的な保有方針に適合するかに加え、投資先企業の効率かつ健全な経営及び当該企業の中長期的な企業価値の向上に繋がるか等を総合的に勘案して行っております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

取締役会は、会社法に基づき、取締役が利益相反取引をしようとするときには、取締役会において説明の上承認を受けることとしております。利益相反取引を行った取締役は、当該取引の状況等について取締役会に報告するとともに、関連当事者間の取引調査を行い、会社や株主共同の利益が損なわれることのないよう努めております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金基金(以下「基金」といいます。)に資産運用委員会を2018年1月に設置しております。

基金の資産運用委員会の委員及び理事には、基金が期待される機能を発揮できるよう企業年金の運用に適切な資質をもった人材を選定するとともに、運用機関から四半期毎に年金資産の状況報告を受け、定量的及び定性的な評価を行うことにより運用機関のモニタリングを行っております。

また、受益者への給付を将来にわたり確実に行うため中期的な下振れリスクなどに留意しつつ必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とし、年金資産の運用指針を定めた上で最適な運用機関を選定しています。

基金における資産運用委員会の審議内容を理事会に報告し、これを踏まえた決定を通じ受益者利益最大化および利益相反取引の適切な管理と基金運営の健全性を図る観点から代議員会で報告し確認を得ております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

( ) 会社の目指すところ

当社は、当社の基本理念の中に掲げている使命、「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」に則り、当社のビジョン、「価値創造企業」を実現していくために、次の3点を基本として事業を展開しております。

コアコンピタンスの強化とマーケットの絞り込み: 卓越した発想力、デザイン力、技術力を磨き続け、そこから生まれる新しい製品アイデアを、現実の製品に造り上げる製造力の強化と明確なターゲットを定めたマーケティング。

自転車文化・釣り文化の創造とシマノブランド強化: 自転車・釣りを趣味、スポーツといった娯楽目的の行為としてではなく、豊かなライフスタイルを提供する文化としてとらえ、自転車・釣りの社会的価値向上を志す。その結果として、当社のプレゼンスが高まり、ブランド価値向上につながる。

企業価値の向上: こころ躍る製品の継続的な提供を通じて、株主の皆様、顧客、従業員等の全てのステークホルダーにとっての企業価値が高まり続ける「善の循環」を維持する。

これら3点を基本方針とし、今後も、開発型製造業としての本分を忘れず、こころ躍る製品を提案し続ける価値創造企業としての成長を経営の基本に置き、当社の根幹となる競争力を高め、持続可能な事業活動を行ってまいります。

( ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図り、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。また、株主の皆様、顧客、従業員等、全てのステークホルダーにとっての価値を創造することで、当社の企業価値を向上させてまいります。加えて、開かれた経営を行うことで経営の透明性を高め、株主の権利を尊重し、受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。

( ) 取締役の報酬決定方針と手続

当社は、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針・手続を、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に記載しております。報酬等の決定に係る諮問委員会を設置し、同委員会の諮問を経て取締役の報酬を定めることとしています。

( ) 経営陣幹部・取締役の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役及び監査役候補の指名を行うにあたっての方針・手続については、性別、人種、国籍は問わず、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門知識やマネジメント経験を含む幅広い経験を有する者を候補者とし、業務執行において著しく不適当と考える取締役は再任しないよう、取締役会にて審議の上、指名しております。また、社外取締役に關しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に加え、当社独自の

社外役員の独立性基準を作成しております。取締役の指名に係る諮問委員会を設置し、同委員会の諮問を経て取締役の指名を行うこととしております。

( )個々の選任・指名

当社は、取締役及び監査役の選任理由を株主総会招集通知に記載します。

【補充原則4-1】

取締役会は、取締役会付議事項に定める基準に基づき、法令及び定款により取締役会が決議すべき経営上の重要事項について審議しております。

前記基準により取締役会が決議すべき事項以外については、稟議規程、責任権限規程及び支払承認に関する規程で明確にしております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、すべての社外取締役及び社外監査役を独立役員に指定しております。また、当社独自の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準として「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

【補充原則4-11】

取締役会は、業務全般を把握し活動できるバランス感覚、実績、決断力を有し、全体として多様な専門性をもった人物で構成されることが必要と考えております。

各事業及び主要管理業務に関わる責任者並びに製造、開発設計及び品質管理等主要機能に関わる責任者は取締役とし、業務全般にわたり責任を適切に分担しております。また税務、会計、他社での業務経験など幅広いバックグラウンドを有する人物を取締役に迎えており、知識、経験等の適切なバランスにも配慮しております。

このような構成の取締役会を通じて、今後も変化し続ける世界規模での事業活動に対応していくよう努めてまいります。

【補充原則4-11】

当社の社外取締役以外の取締役及び常勤監査役は、当社グループ会社以外の他の上場会社の役員を兼任しておりません。社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11】

取締役会の実効性については、取締役会での審議を通じ分析・評価を行っており、当社の取締役会はオープンかつ活発な議論を通じて適切な意見交換と意思決定を行い、企業価値の向上に実効的な役割を果たしております。取締役会以外の重要な社内会議へ社外取締役が適宜参加し実効性のある議論と情報共有を図るよう努めております。今後さらに実効性を高めてまいります。

【補充原則4-14】

当社は、取締役又は監査役の就任時において、企業理念、コンプライアンス、企業経営にとって必要な法規、経営管理手法等の知識・情報及び当社の事業、財務、組織等を深く理解する教育並びに研修を実施しております。また、就任後においても法令の改廃又は会社経営に必要と考えられる知識及び情報等について継続的に研修を実施しております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主や投資家の皆様とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ、半期ごとの決算説明会、個別ミーティングなどを開催し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努めてまいります。

また、外国人株主比率が高いことに鑑み、英語版の株主総会招集通知、決算短信を日本語版と同日に、ホームページに掲載しております。

株主や投資家の皆様との対話に関する責任者として指定された取締役が、株主・投資家の皆様との対話を通して収集した意見を統括し、他の取締役との情報共有を行っております。また、社内関係部署と連携して情報発信の改善等の取り組みを行っております。

株主・投資家の皆様との対話に際しては、インサイダー取引規制に関する法令及び規則に従ってインサイダー情報の適切な管理に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
湊興産株式会社	7,715,100	8.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,469,400	6.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,136,500	5.54
太陽工業株式会社	4,060,100	4.38
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,687,422	3.98
株式会社スリーエス	2,171,300	2.34
日本生命保険相互会社	2,098,489	2.26
株式会社三菱UFJ銀行	2,066,459	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,848,200	1.99
株式会社りそな銀行	1,711,200	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2018年4月9日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行以外の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称 株式会社三菱UFJ銀行  
住所 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号  
所有株式数(千株) 2,066  
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 2.23

氏名又は名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
所有株式数(千株) 2,340  
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 2.52

氏名又は名称 三菱UFJ国際投信株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内1丁目12番1号  
所有株式数(千株) 309  
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 0.33

氏名又は名称 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号  
所有株式数(千株) 819  
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 0.88

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 	50社以上100社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
一條 和生	学者													
勝丸 充啓	弁護士													
榊原 定征	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
一條 和生		一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻専攻長教授 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 客員教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 びあ株式会社社外取締役 株式会社ワールド社外取締役	国際企業戦略を専門とする大学教授として、企業経営についての幅広い知識ならびに高い見識を当社業務執行の適確性確保に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目には該当していません。

勝丸 充啓	芝総合法律事務所オブ・カウンセラー 大陽日酸株式会社社外取締役 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師	法務省及び検察庁にて要職を歴任され現在は弁護士として、コンプライアンスについての幅広い知識と高い見識を当社業務執行の適法性確保に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。なお、同氏は、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目には該当していません。
榊原 定征	日本電信電話株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 株式会社ニトリホールディングス社外取締役 株式会社産業革新投資機構社外取締役 取締役会議長  独立役員として指定している社外取締役の榊原定征氏が取締役会長を務めておりました東レ株式会社及び会長を務めておりました一般社団法人日本経済団体連合会と当社の間には取引がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	国際的な企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を当社業務執行の適確性確保に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。なお、同氏は、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目には該当していません。  榊原定征氏が過去に取締役会長を務めておりました東レ株式会社と当社の間には同社製品を購入する取引関係がありますが、直近3事業年度の取引額はいずれも同社の連結売上高に比して極めて僅少(2%未満)です。また、当社は、同氏が過去に会長を務めておりました一般社団法人日本経済団体連合会に対して会費の支払い等の取引関係がありますが、直近3事業年度の取引額はいずれも同法人の経常収益に比して極めて僅少(2%未満)です。よって、榊原氏は「主要な取引先の業務執行者」には該当しないものと判断され、独立性判断基準を満たしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名・報酬諮問委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的に監査計画の説明、監査結果の報告を受けるとともに、監査役監査で検出した会計・財務に関連する重要事象に係る情報を会計監査人に提供しております。  
また、監査役は、取締役の職務執行の適正性を監査するにあたり、内部監査室から関連する内部監査の経過及び結果を聴取するなど情報・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野末 佳奈子	弁護士													
橋本 敏彦	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野末 佳奈子		辻中法律事務所 弁護士	弁護士として専門的見地より、当社の業務執行に対する適正性を監査いただくため、社外監査役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監査を行っていただけたと考え、独立役員に指定しております。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしております。
橋本 敏彦		橋本税理士事務所 税理士 兵庫南農業協同組合 員外監事 株式会社加古川産業会館 監査役	税理士として専門的見地より、当社の業務執行に対する適正性を監査いただくため、社外監査役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監査を行っていただけていることから、独立役員に指定しております。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

##### 社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役及び社外監査役(以下総称して、「社外役員」という。)の独立性の判断基準を以下のとおり定める。

当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。( 1 )

1. 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者)又はその業務執行者( 2 )である者

2. 当社を主要な取引先( 3)とする者又はその業務執行者である者
3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
6. 当社の主要借入先(直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先)又はその業務執行者である者
7. 当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者(ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者)
8. 直近3事業年度において、上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8のいずれかに掲げる者(ただし、重要な者に限る。)の配偶者又は二親等以内の親族
10. 当社又は子会社の業務執行者(ただし、使用人については重要な者に限る。)の配偶者又は二親等以内の親族
11. 直近3事業年度において、当社又は子会社の業務執行者(ただし、使用人については重要な者に限る。)の配偶者又は二親等以内の親族
12. 前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
13. 前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。

本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

1. 経済的かつ合理的に可能な範囲で調査を実施する。
2. 「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。  
業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員  
業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者  
使用人
3. 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役チア チン セン氏及び社外取締役を除く取締役全員が、報酬のうち一定額を役員持株会に拠出し、自社株を取得するとともに、在任期間中継続して保有することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する年間報酬額は、487百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

当社の取締役の報酬等については2019年3月26日開催の第112期定時株主総会において取締役の報酬総額を年額7億2千万円以内(うち社外取締役6千万円以内)、ただし使用人分給与は含まない、と決議しています。当社の監査役の報酬等については2011年3月30日開催の第104期定時株主総会において監査役の報酬総額を年額7千万円以内と決議しています。

各取締役の年額報酬は、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえ、業績に関する適正な目標設定を行うことをその裁量の範囲と

して報酬額決定の決議をいたします。各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は月額報酬と賞与から構成しており、月額報酬は役位ごとの役割や責任範囲に基づき、賞与は当事業年度の計画の売上高、営業利益を業績指標とし、その達成度合い及び伸長度合いを勘案し、それぞれ支給することとしています。報酬構成の割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬:業績連動報酬=6割:4割」となります。また、業務執行に関わる取締役(外国人取締役を除く)は、中長期の業績を反映させる観点から月額報酬の一定額以上を抛出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしています。

社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

使用人は、社外取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行います。

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、社外監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行います。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

- (1)当社は、重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、監査機関として監査役会を設置しております。
- (2)当社は取締役会を原則として毎月開催し、重要な経営事項の審議・決定並びに各取締役による業務執行を監督するとともに、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しております。2005年より外国人取締役1名を加え、変化し続ける世界規模での事業活動に対応可能な体制作りを努めております。
- (3)専門的かつ客観的な視点に基づき独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行を監督していただくため、社外取締役3名を選任し、当社取締役会の経営監督機能の強化を図っております。
- (4)内部監査につきましては、内部監査室が業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全について、定期・随時の監査活動を行っております。
- (5)監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役会をはじめとする主要な会議への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、更には業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施しております。
- (6)会計監査人からは、会計監査を通じて、業務運営上の改善につながる助言を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。  
代表社員 業務執行社員 石井 和也  
業務執行社員 加地 大毅
- (7)取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。  
各取締役の年額報酬は、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえ、業績に関する適正な目標設定を行うことをその裁量の範囲として報酬額決定の決議をいたします。各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載しているコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、株主、消費者、取引先、地域社会、従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期安定的な企業価値の向上を図ることができるものと考えております。

社外取締役は、当社の経営について企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なる視点からアドバイスや意見を寄せ、当社経営の適確性を確保するといった役割を担っております。

また、社外取締役を選任することにより、当社の経営の適法性、妥当性が確保されているものと考えております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様に当事業の状況や議案の内容等を十分に検討したうえで議決権を行使していただけるよう招集通知の早期発送に努めております。2006年より株主総会開催日の約3週間前に発送しております。(2020年3月26日開催の第113期定時株主総会の招集通知は3月5日発送) また、招集通知の発送に先だて、株式会社東京証券取引所において招集通知を早期掲載しました。(和文及び英文ともに3月3日)
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主の皆様との対話の場であるという観点から、より多くの株主の皆様が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであると考えており、株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性を考え、第96期定時株主総会(2003年3月27日開催)より、電磁的方法により議決権を行使していただけるようにしました。さらに、第99期定時株主総会(2006年3月30日開催)からは、携帯電話によっても議決権を行使していただけるようにしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第104期定時株主総会(2011年3月30日開催)から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主様の便宜を図るため、株式会社東京証券取引所及び当社ウェブサイトに株主総会招集通知の英訳版を掲載しております。
その他	株主様に株主総会での報告事項・決議事項をより一層理解していただくため、事業報告等の内容をビジュアル化しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内及び海外の機関投資家・アナリスト約120人に対し、2月・7月の年2回、決算説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて決算短信、株主通信、有価証券報告書(四半期報告書)、株式情報等の情報を掲載しております。 <a href="https://www.shimano.com">https://www.shimano.com</a>	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程に「社会との関係」、「顧客・取引先・競争会社との関係」、「株主・投資家との関係」及び「従業員との関係」の尊重を定めております。

## 環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」という当社の使命にもとづき、「歓びの高揚」、「利用環境の改善と保全」、「信頼の構築」の3つを柱として、それぞれの社会活動方針に従って世界中で活動を推し進めてまいります。また自らの事業に近い分野であること、そして地元への貢献であることを基本とし、身の丈にあった活動を地道に、継続的に行うことが大切であると考えています。

具体的には、自転車レースの開催・サポート、釣り大会の開催、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づいた環境改善活動や自転車通勤を推進するための環境整備、また各地の清掃活動への参加、釣り場の清掃を奨励する「シマノ・クリーンナップ・プロジェクト」、自転車博物館サイクルセンターの活動など世界中に広がる各拠点において様々な活動を行っております。そして環境負荷の低い製品づくりを行うための指針として「シマノグリーンプラン」を策定し、その順守に力を注いでおります。

毎年、こうした取り組みをまとめた社会活動報告書を作成し、ホームページにも掲載しております。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムについて基本的な考え方およびその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

株主、消費者、取引先、地域社会、使用人など社内外のステークホルダーに対する経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速に対応し、長期安定的に企業価値を向上させていくためには、取締役・使用人の職務が法令及び定款に適合し、効率的に執行されることを確保するとともに、これを阻害する要因をリスクとして認識し、適切に制御する仕組みを構築することが重要であります。この仕組みを内部統制システムと考え、その構築と充実を図ることが経営の重要課題であると認識しております。

(内部統制システムの整備状況)

内部統制システムの整備状況は次のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「コンプライアンス規程」など諸規程を整備し、当社及び子会社(以下「当社グループ」という)におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
保存が必要とされる取締役の職務執行に係る情報は「情報管理規程」に基づき各業務担当部署が記録し、保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(1) 社内外の主要なリスクは、[1]経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、[2]法令違反リスク、[3]環境保全リスク、[4]製品の品質リスク、[5]輸出入管理リスク、[6]情報セキュリティリスク、[7]災害リスクであると認識し、必要な規程類を整備し、知識向上を図るための研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努める。  
(2) 内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、各組織・部署の業務遂行状況を監査し、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、「取締役会規則」に定められている付議基準に該当する事項を審議し、決定する。  
(2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。  
(3) 取締役は「業務分掌規程」・「責任権限規程」等に基づき委嘱された業務に関し、迅速かつ効率的に組織を運営し、業績向上に努める。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1) 「コンプライアンス規程」など使用人が法令及び定款に適合して職務の執行を行うにあたり遵守すべき諸規程を整備する。  
(2) 内部監査部門は「内部監査規程」及び前号記載の諸規程等を踏まえてコンプライアンス状況を監査し、適時性をもって取締役会及び監査役会へ報告する。  
(3) 「コンプライアンス規程」の内容を使用人に十分に理解させるための教育を実施する。
6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
(1) 子会社が経営上重要な事項を決定する場合には、社内規程等に基づき、当社の事前承認を求めると必要な手続きを行う。  
(2) 子会社は財務状況等を定期的に当社に報告する。
7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、当社の各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
8. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、当社グループ共通の連結会計システムを導入するなどITを適切かつ有効に利用する。
9. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
各子会社が当社の「コンプライアンス規程」と同等の規程を制定するなど各子会社の実情に応じた社内規程の整備を通じて、コンプライアンス体制の構築を図る。
10. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループ全体の内部統制を有効なものとするために責任者を定め、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行う。
11. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が必要と認めた場合、監査役は職務を補助すべき使用人として適切な要員を監査役会専属とする。
12. 前項の使用人に関する当社の取締役からの独立性に関する事項  
前項の使用人は、取締役の指揮下から外れ監査役の指示に従う。
13. 当社の監査役が11項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は指示により11項の使用人が行う調査の権限を認める。
14. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制  
取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況について速やかに報告する。
15. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令に定められた事項に加え、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに報告する。子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者も同様とする。

16. その他の当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- (2) 内部監査部門は、監査役会と協議及び意見交換するなど、緊密な連携を図る。

17. 14項から16項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役に報告をした者について報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (2) 法令違反、反倫理行為の速やかな認識のために社内及び社外に設けたコンプライアンス相談窓口で報告した者について、報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

18. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部専門家と相談をすることができ、その費用は会社が負担する。

19. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査役会と代表取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たない。」ことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

[1] 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

総務部総務課に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

[2] 外部専門機関との連携状況

日頃から所轄警察署、弁護士、企業防衛連合協議会等の外部の専門機関と緊密な連携を図っております。

[3] 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務部総務課を中心に、警察や外部の専門機関と連携することにより、反社会的勢力に関する情報の共有に努めております。

[4] 研修活動の状況

外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。



## 適時開示体制概要書

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

当社は各部門において決定または発生した重要事実を情報取扱責任者が一元的に把握、管理し、適時適正に開示するための社内体制を下記のように整備しております。

1. 報告された重要事項については、情報取扱責任者と情報開示委員会（経理部長、広報部長、経営管理部長にて組織）で開示内容について検討し、機関決定を必要とする事項については、重要事項の決定機関である取締役会及び株主総会に上程されます。
2. 取締役会で承認または決議された重要事項のうち適時開示規則で開示を求められている事項、当社が適時開示すべきと判断した事項、及び株主総会において決議された重要事項は、情報取扱責任者の指示により速やかに情報開示実施担当（経理部）によって開示されます。
3. 発生事項につきましても適時開示規則に従い、開示が必要な事項は情報取扱責任者の指示により速やかに経理部によって開示されます。
4. なお、当社はこの過程で常に情報取扱責任者を経由し管理することで、重要事項の開示前の社外への情報漏洩を防ぐ体制を整えております。

